

別添

規 則 等 の 名 称	徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則(昭和48年徳島県規則第103号)
根 拠 法 令	—
趣 旨	国の公共工事標準請負契約約款が改正されたことを鑑み、徳島県公共工事標準請負契約約款も同様の改正を行う必要がある。
概 要	約款第30条(不可抗力による損害)において、現在、工事施工中に不可抗力による損害が生じた場合、損害額に対して、受注者が請負代金の1%、残りを発注者が負担しているが、「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」中の不可抗力による損害については、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提に、受注者の負担を求めないこととする。
施 行 日	令和5年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	他の法令の改廃等に伴い、必要とされる規定の整理であるため。
その他参考事項	